

参考資料 廃棄物処理手数料

	千歳市	北広島市	南空知公衆衛生 組合（南幌町、 由仁町、長沼町）	栗山町
家庭系一般廃棄物 処理手数料	60 円/10kg	110 円/10kg	指定ごみ袋のみ	80 円/10kg
事業系一般廃棄物 処理手数料	180 円/10kg	170 円/10kg	指定ごみ袋のみ	80 円/10kg
産業廃棄物 処分費用	251.4 円/10kg	×	×	×

令和 6 年 4 月 1 日現在

注意

- ・計量所において、道央廃棄物処理組合を構成する各自治体が定めた処理手数料または処分費用（以下、処理手数料等）を徴収します。
- ・処理手数料等は、各自治体と手数料収入に係る事務委託契約を締結した焼却施設運営事業者が各自治体の定める方法により徴収します。
- ・上の表は令和 6 年 4 月 1 日現在の処理手数料等を記載しています。
- ・処理手数料等に関することは各自治体の担当部署へお問合せください。

千歳市	千歳市環境センター	0123-23-2110
北広島市	北広島市市民環境部環境課	011-372-3311
南幌町、由仁町、長沼町	南空知公衆衛生組合	0123-88-3900
栗山町	栗山町環境政策課	0123-73-7511
- ・千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入れ出来ません。
- ・南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入れ出来ません。
- ・産業廃棄物は千歳市と産廃処分契約を結んだものに限ります。